

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	援助又は協力の目的及び内容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 (署名地) (効力発日) (注3)	署名者	告示日 告示番号 (注4)
アンティグア・バーブーダ	水産関連機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とアンティグア・バーブーダ政府との交換公文	水産関連機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	584,000千円 H30.11.30まで	H27.6.11 セントジョ ヨンスで (同日)	日本側 手塚義雅在アンティグア・バーブーダ大使 アンティグア・バーブーダ側 カストン・アラウソウ首相	H27.6.24 207号
アンティグア・バーブーダ	アンティグア・バーブーダ政府に對する贈与に関する日本国政府とアンティグア・バーブーダ政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な生産物及び役務の購入	100,000千円	H27.6.11 セントジョ ヨンスで (同日)	日本側 手塚義雅在アンティグア・バーブーダ大使 アンティグア・バーブーダ側 カストン・アラウソウ首相	H27.6.24 208号

- (注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、.....と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇△□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。